

京都御苑内における撮影について

京都御苑は由緒ある歴史を背景とし、広く国民の利用に供する目的で運営している「国民公園」です。この趣旨のもとに苑内における撮影にあたっては以下の事項についてご理解、ご協力をお願いします。申請は撮影日の5日前（土日祝除く）までに必着とします。（メール・FAXでの申請は受け付けておりません。事務所窓口での受付時間は平日9：00～16：30（12：00～13：00除く）です。また、郵送の場合は、返信用封筒（切手貼付）の同封をお願いします。

1. 承認できない撮影

- ・公共性が認められない商業目的のもの。
- ・公序良俗に反するもの。
- ・京都御苑の品位、雰囲気にとぐわなないもの。
- ・京都御苑で行う明確な理由がないもの。
- ・長時間同じ場所を占拠するなど公園利用上の支障となるもの。
- ・年末年始における撮影

2. 承認の条件

- ・映像撮影については風景・植物のみとする。（人物入りの撮影は認めません。）
- ・撮影で使用する機材は原則として手持ち可能なもののみとしてください。ただし、手持ち可能であってもレフ板、照明、三脚の使用はしないでください。
また、小道具などの設置もご遠慮ください。
- ・撮影の時間は9：00～17：00の間とします。
- ・撮影時間は必要最低限の時間とします。なお、個人や団体が写真業者に委託して行う記念撮影については準備、後片付けの時間を含めて2時間以内（1日1件）としてください。
- ・撮影関係者の人数は10名までとしてください。
- ・閑院宮邸跡（収納展示館含む）、拾翠亭の中での撮影は原則として認めません。
- ・京都御所特別公開の期間、葵祭行列及び時代祭行列の日など苑内が混雑する日の撮影はお断りさせていただきます。
- ・撮影場所については指定をすることがあります。
- ・あらかじめ申請し、承認された場所以外の撮影は認めません。
- ・土日祝に撮影される場合は、必ず、事前に申請をしてください。
- ・撮影承認後でも、苑内の都合により、やむを得ず承認を取り消すことがあります。
- ・下記の遵守事項を厳守してください。

3. 遵守事項

- ・京都御苑の一般の利用者の方の迷惑にならないよう十分留意すること。
- ・苑内の施設や樹木等を損傷しないよう十分留意すること。
- ・責任者は承認書を撮影当日に携行し、必要に応じて提示すること。
- ・その他、京都御苑管理事務所の指示があった場合は従うこと。